胎内市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）の概要

１　条例名

　　胎内市個人情報の保護に関する法律施行条例

２　条例制定の背景

これまで個人情報の取扱いは、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び民間事業者のそれぞれの機関を対象とする法律や条例等により、その取扱いが別々に規定されていました。令和３年５月の「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立により「個人情報の保護に関する法律」いわゆる個人情報保護法（平成15年法律第57号。以下「改正法」という。）が改正され、令和５年４月からは、改正法の規定が全国共通ルールとして胎内市にも適用されることとなります。

３　条例の主な内容

　・開示請求における費用

　　開示請求における手数料は、現行同様に無料（コピー代等は実費負担）とします。

・開示決定等の期限

　　改正法では開示請求があった日から30日以内と定められていますが、15日以内とします。

・審議会等への諮問

　　現在の胎内市情報公開・個人情報保護審査会を改正法第129条に規定する機関として、専門的な知見に基づく意見を聴取できるよう位置付けします。

４　条例に規定することが認められているが、規定しない内容

・条例要配慮個人情報

条例要配慮個人情報とは、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いを配慮するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報です。

　　当市では、改正法と異なる規定を設けるべき特段の事情が認められないことから、条例要配慮個人情報については規定しないこととします。

５　今後の予定

　　頂いたご意見の内容と市の考え方を公表します。その後、令和４年第４回定例会に議案を提出する予定です。